

健康をサポートするがん保険
勇気のお守り

がん治療給付型 終身がん保険(C2)
(がん治療給付型)(I型)

がん診断給付型 終身がん保険(C3)
(がん診断給付型)

がん保険

2025年1月改定

ご検討にあたってご確認いただきたいこと

終身がん保険(C2)(がん治療給付型)(I型)・
 終身がん保険(C3)(がん診断給付型)について

- 各給付金のお支払いは、責任開始日以後に診断確定されたがんを直接の原因としたものに限りま。
- 配当金・満期保険金はありません。
- 契約者貸付、保険料の自動振替貸付は取り扱っておりません。
- 同一の保障内容であっても、保険料払込期間の長い契約に比べ短い契約の方が、保険料の払込総額が高くなる場合がありますので、ご検討の際は十分ご確認ください。
- がんゲノムプロファイリング検査に関する給付金のお支払時に入手する検査に関する情報は「検査有無、検査実施日および結果判明日」のみです。具体的な遺伝情報は入手しません。
- 詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

保険料のお払込みの免除について

- つぎの状態に該当した場合、以後の保険料のお払込みが免除され、保険料のお払込みは継続されたものとしてお取扱いします。
- 所定の高度障害状態に該当したとき
 - ケガにより所定の身体障害状態に該当したとき

解約返戻金について

- 終身がん保険(C2)(がん治療給付型)(I型)は保険料払込期間中の解約返戻金はありませんが、保険料払込期間満了後は**基準給付月額と同額の解約返戻金**があります。
 - 終身がん保険(C3)(がん診断給付型)は保険料払込期間中の解約返戻金はありませんが、保険料払込期間満了後は**がん診断給付金額に10%を乗じた額の解約返戻金**があります。
- ※保険料がすべて払込まれていることを要します。
 ※保険期間の全期間にわたって保険料をお払込みいただくご契約の場合、保険期間を通じて解約返戻金はありません。
 ●特約には、解約返戻金はありません。

指定代理請求特約について

- この特約は、被保険者が受取人となっている給付金など支払事由が生じた場合で、被保険者が給付金などを請求できない特別な事情があるときに、代理人が請求できるようにする特約です。
- 詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

お支払事由などの変更について

公的医療保険制度などの変更が将来行われたときには、主務官庁の認可を得て将来に向かってお支払事由または保険料払込免除事由を変更することがあります。

現在のご契約の解約等を前提とするお申込みについて

現在のご契約を解約または減額し、新たなご契約へのお申込みをご検討されている方は、「ご契約に際しての重要事項(注意喚起情報)」を必ずご確認ください。

生命保険募集人について

当社の生命保険募集人(社員・募集代理店)はお客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みを当社が承諾したときに有効に成立します。なお、当社の生命保険募集人の身分・権限などに関して確認をご要望の場合には、最寄りの支社もしくは本社までお問い合わせください。

金融機関を募集代理店として本商品にご加入されるお客さまはつぎの点にご留意ください

- 本商品は生命保険であり預金などではありません。したがって、元本保証はありません。また、預金保険法第53条に規定する保険金の支払対象ではありません。
- 本商品の契約お申込みの有無が、取扱金融機関とのその他の取引に影響を与えることはありません。
- 金融機関が本商品を募集する場合においては、法令によりお客さまの範囲ならびにご契約の条件が制限される場合があります。

がん予防 早期発見 万が一の保障 治療後のケア

トータルにサポートするがん保険



契約年齢 満6歳～満80歳



ご契約前に特にご確認いただきたい事項を別冊の「ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報)」または「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので、必ずご一読くださいますようお願いいたします。

この商品は以下の保障をご希望されるお客さまにおすすめの商品です。
 商品内容がお客さまのご希望に沿っているかご確認ください。

このパンフレットで
 ご案内する保障分野 ○がんの保障

※当商品に貯蓄部分(払込期間中の解約返戻金)はありません。



法人で加入をご検討される場合、
 「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」を参照のうえ、
 税務取扱についてご留意すべき事項をご確認ください。

SOMPOひまわり生命保険株式会社

〈公式ウェブサイト〉 <https://www.himawari-life.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先

インシュアヘルス

Insurhealth®

万が一を可能な限りなくしていく
保険と健康を組み合わせた新しい価値



保険本来の役割 (Insurance)と
毎日の健康を応援する機能 (Healthcare)を組み合わせた、
SOMPOひまわり生命が提供する新しい価値です。
インシュアヘルスの提供を通じて、「万が一」を可能な限りなくし、
豊かな人生や夢の実現をサポートする存在を目指します。

インシュアヘルス

健康をサポートするがん保険 勇気のお守り

は、がん予防・早期発見・万が一の保障・
治療後のケアまでトータルにサポートします

がん予防

たばこを過去1年間吸っていない方や 禁煙に成功した方は割安な保険料に!

喫煙者のがんリスクは、吸わない人に比べて、がん全体で男性が1.6倍、
女性が1.5倍*です。たばこを1年以上吸っていない方は割安な保険料で
お申込みできます。ご契約後に1年以上禁煙に成功された場合などでも
保険料率を変更できる制度をご用意しています。



▶詳しくはP11・12へ

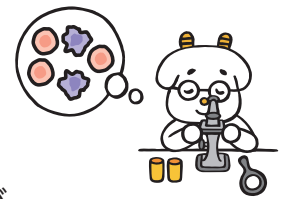
*国立がん研究センターがん対策研究所「多目的コホート研究の成果」(2016年12月)

早期発見

がんリスク検査サービスで 早期発見・早期治療につなげる!

有料

サリバテック社の「サリバチェッカー®」をご案内!
検査を受けることでがんの早期発見・早期治療につなげることが
できます。



▶詳しくはP27へ

万が一の保障

2種類の主契約からニーズに合わせて選択可能!

がん治療給付型 月ごとの給付により治療費をサポート!
毎月の治療費に備えることができます。

▶詳しくはP5・6へ

がん診断給付型 まとまったお金で治療をサポート!
治療費以外のさまざまな費用にも備えることが
できます。(回数無制限・1年に1回限度)

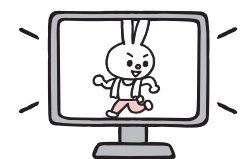
▶詳しくはP9・10へ

治療後のケア

がん患者さま向け オンライン運動レッスン

有料

ルネサンス社の「がん専門運動指導士」が、一人一人の治療状況に
あった運動をご提案することで、からだの不具合の改善を
サポートします。



▶詳しくはP28へ

[がんの保障の開始と保険料のお払込みについて]

ご契約からがんの保障の開始までの3か月間は保険料が発生しません。

本がん保険の保障はご契約から3か月後に開始し、がんの保障開始以降に保険料が発生する仕組みです。

●ご契約からがんの保障の開始までの3か月間は保険料が発生しませんが、保険料を割り引いているものではありません。

▶詳しくはP24へ



ご存知ですか？ 医療費の現状

実際の治療費の自己負担費用は？

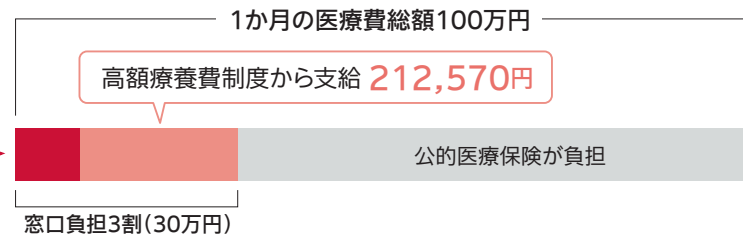
高額療養費制度 があります

高額療養費制度とは医療機関や薬局の窓口で支払った額*が、ひと月(月の初めから終わりまで)で上限額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。*1 (2024年8月現在)

*入院時の食費負担や差額ベッド代などは含みません。
*1 健康保険組合などによって独自の助成制度を行っていることがあります。

例 69歳以下の場合 (適用区分③の場合)

1か月で100万円の
医療費がかかった場合
自己負担額は **87,430円***2



*2 適用区分は③になるので、 $80,100円 + (1,000,000円 - 267,000円) \times 1\% = 87,430円$

69歳以下の方の上限額

適用区分	ひと月の上限額(世帯ごと)	多数回該当の場合 (4回目からの自己負担限度額*3)
① 年収約1,160万円～	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円
② 年収約770～約1,160万円	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円
③ 年収約370～約770万円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
④ ～年収約370万円	57,600円	44,400円
⑤ 住民税非課税者	35,400円	24,600円

*3 同一世帯で1年間(直近12か月)に3回以上高額療養費が支給された場合は、「多数回該当」となり4回目以降の自己負担限度額が軽減されます。
● 70歳以上の場合は計算方法が異なります。詳しくは厚生労働省のホームページなどでご確認ください。

厚生労働省「高額療養費を利用される皆さまへ」

治療費以外の費用は？

参考 治療費以外にも自己負担となる費用があります。

「がんにそなえるBOOK(当社作成)」より抜粋

入院時の 差額ベッド代 (1日あたり)	がん研有明病院の場合 5,500～198,000円	通院時の交通費・宿泊費	交通費(1年あたり) 約 20万円 (タクシー代除く)
食事代 (1日あたり)	1,470円 (1食490円*4×3)		宿泊費*7(1人1泊あたり) 約 10,000～20,000円
医療用ウィッグ代*5 がん研有明病院調べ*6	既製品 約 1～10万円 セミオーダー 約 3～30万円	自己判断で服用する サプリメント・漢方薬代*8	+ α

*4 2024年8月現在の厚生労働省「健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額」

*5 お住まいの地域の自治体によっては購入費の一部を補助してもらえる場合があります。詳しくは、各自治体までお問い合わせください。

*6 がん研有明病院では特定のメーカーや商品の推奨・販売は行っていません。一般的な販売価格には幅があります。

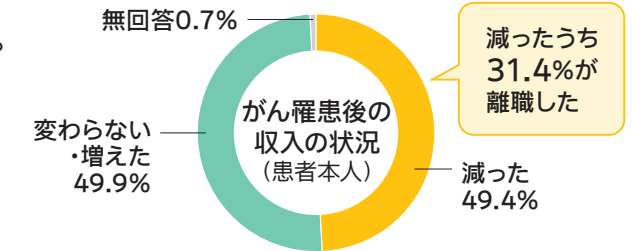
*7 がん研有明病院の近隣ホテルの場合の金額です。付き添いの人の宿泊施設を用意している医療機関は少ないため、ホテルなどを利用する必要があります。

*8 医師と相談のうえ、経済的な負担にならない程度で利用するのが望ましいとされています。

参考

仕事や収入にも影響する可能性があります。

がんに罹患すると、治療のために一定期間連続して休みを取ったり、勤務時間や業務量を減らしたりして、収入が減ってしまう場合もあります。



東京都福祉保健局
「東京都がん医療等に係る実態調査結果
(がん患者の就労等に関する実態調査)(平成31年3月)」

今までのがん保険は

がん入院給付金、がん手術給付金などがベースとなり、入院日数と手術の種類によって給付金額が変動していました。

例えば

がん入院給付金 1日 10,000円 × 入院日数 + がん手術給付金 (手術の種類に応じた倍率)

(がん保険(2010)BII型の場合)

>>> SOMPOひまわり生命のがん保険なら…

健康をサポートするがん保険 勇気のお守り

がん治療給付型 終身がん保険(C2)
(がん治療給付型)(1型)

月ごとの給付により
治療費をサポート!
毎月の治療費に
備えることができます。

▶詳しくはP56へ

健康をサポートするがん保険 勇気のお守り

がん診断給付型 終身がん保険(C3)
(がん診断給付型)

まとまったお金で
治療をサポート!
治療費以外のさまざまな費用にも
備えることができます。

▶詳しくはP910へ

>>> おすすめのプラン

健康をサポートするがん保険 勇気のお守り

がん治療給付型 終身がん保険(C2)
(がん治療給付型)(1型)

がん診断給付特約

新がん先進医療特約

毎月の治療費とまとまったお金でがん治療をトータルサポート!
さらに先進医療も保障するおすすめのプランをご用意しています!

▶詳しくはP78へ

月ごとに一定の金額でサポートするがん治療給付型



健康をサポートするがん保険
勇気のお守り
がん治療給付型 終身がん保険(C2)
(がん治療給付型)(I型)

の保障内容

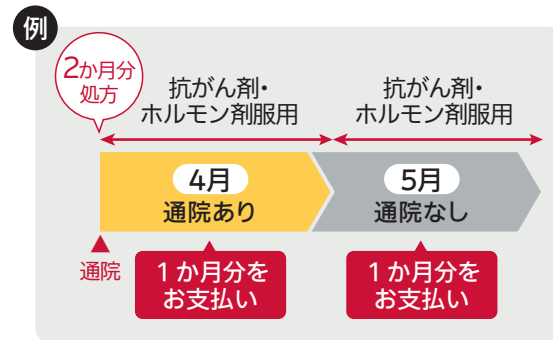
健康をサポートするがん保険
勇気のお守り
がん治療給付型 終身がん保険(C2)
(がん治療給付型)(I型)

なら、月ごとの給付により治療費をサポート！
毎月の治療費に備えることができます。
基準給付月額、高額療養費制度を参考に
年収に応じて設定することをおすすめします。

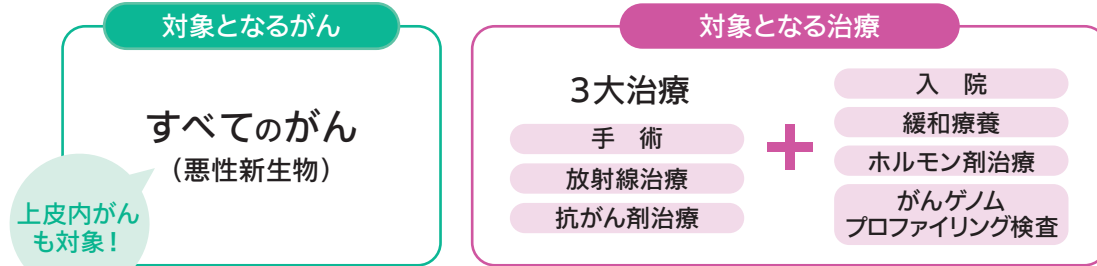
「がん治療給付型」のポイント

ポイント1 入院だけでなく、増えつつある
通院治療も保障します。

入院・通院にかかわらず、所定のがんの治療を受けた月ごとに給付金をお受取りいただけます(薬は処方月だけでなく投与期間が含まれる月もお受取りの対象となります)。



ポイント2 一人一人に合った選択肢が選べるよう、幅広い治療を保障します。
3大治療はもちろん、がんによる疼痛などを緩和する「緩和療養」や、遺伝情報に基づく「がんゲノムプロファイリング検査」も保障します。上皮内がんも対象となります。



ポイント3 通算120か月の給付金で、長引く治療もしっかりサポートします。
入院・通院にかかわらず、所定のがんの治療を受けた月ごとに受け取れるがん治療給付金は、通算120か月保障します。
さらに「手術」「放射線治療」「入院」は通算無制限でお支払いします。

保険期間：終身

給付金	このような場合にお支払いします	お支払限度	基準給付月額 (例)20万円	基準給付月額 (例)10万円
がん治療給付金 ^{※1}	がんの治療を目的としてつぎのいずれかに該当したとき ①手術 ②放射線治療 ③抗がん剤治療・ホルモン剤治療 ④緩和療養 ⑤入院 <small>がんゲノムプロファイリング検査を含む</small>	通算120か月限度 (1か月に1回) *①②⑤については通算給付限度を超えてお支払いします(通算無制限)。	1か月につき 20万円	1か月につき 10万円
自由診療 抗がん剤・ホルモン剤治療給付金	つぎのいずれかの抗がん剤治療・ホルモン剤治療を受けたとき ①先進医療 ^{※2} ②患者申出療養 ^{※2} ③がんを適応症として厚生労働大臣に承認されているもの ④欧米で承認されたもの	通算12か月限度 (1か月に1回)	1か月につき 40万円	1か月につき 20万円
自由診療 乳房再建給付金	所定の乳房再建術を受けたとき	一乳房につき1回限度	一乳房につき 20万円	一乳房につき 10万円

主契約
上皮内がんも保障
一生保障

詳しくはP13・14へ



オプション / 給付金	このような場合にお支払いします	お支払限度	給付金額
新がん先進医療特約 ^{※3} がん先進医療給付金 がん先進医療支援給付金	がんを原因とした先進医療 ^{※2} による療養を受けたとき がん先進医療支援給付金 がん先進医療給付金の支払われる療養を受けたとき	通算2,000万円限度 同一の先進医療の療養について1回限り	先進医療の技術料相当額 1回の療養につき 15万円
がん保険料免除特約	初めてがんと医師により診断確定されたとき、以後の保険料のお払込みを免除します	—	—
がん診断給付特約 がん診断給付金	P10「がん診断給付型」がん診断給付金のお支払事由と同様です	回数無制限 (1年に1回限度)	1回につき 100万円
がん外来治療給付特約 がん外来治療給付金	がんによる所定の外来治療(通院・往診)を受けたとき	通算無制限 (1年間120日限度)	1日につき 5,000円 詳しくはP16へ
がん入院特約 がん入院給付金	がんによる入院をしたとき <small>日帰り入院^{※4}含む</small>	日数無制限	1日につき 5,000円

オプション
上皮内がんも保障
一生保障

●主契約は終身がん保険(C2)(がん治療給付型)(I型)です。
●保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したときに基準給付月額と同額を死亡給付金としてお支払いします。
●保険料払込期間中または終身にわたって保険料をお払込みいただくご契約の場合、死亡給付金はありません。
●がんの治療を行ったことにより発生したがん以外の疾病および

症状(合併症)に対する治療は、保障の対象外となります。
●がんに対する保障の開始(責任開始日)は、保険期間の始期の属する日から起算して3か月経過後となります。
●お仕事の内容・健康状態・保険のご加入状況などによっては、ご契約をお引受けできない場合や保障内容を制限させていただく場合があります。

※1 同一の月に、複数のがん治療給付金のお支払事由に該当するときは、その月の最初にお支払事由に該当した日をもってお支払事由に該当したものとみなします。
※2 先進医療とは、厚生労働大臣が定める医療技術・施設基準に該当するものをいい、療養を受けた日現在に規定されているものに限り、そのため、対象となる医療技術・施設

基準は変動します。患者申出療養とは、公的医療保険制度に基づく患者申出療養を行うことが認められている保険医療機関で受けた療養のことをさします。
※3 被保険者が既に当社で所定の先進医療関係の保障にご加入の場合には、付加できません。
※4 日帰り入院は、入院基本料のお支払いの有無や医療機関の病床登録有無などを参考にして判断します。

おすすめのプラン

健康をサポートする **がん** 保険
勇気のお守り

がん治療給付型 終身がん保険(C2)
(がん治療給付型) (I型)

がん診断給付特約

新がん先進医療特約

保険期間: 終身

給付金	このような場合にお支払いします	お支払限度	基準給付月額 (例)20万円	基準給付月額 (例)10万円
がん治療給付金 ^{※1}	がんの治療を目的として つぎのいずれかに該当したとき ①手術 ②放射線治療 ③抗がん剤治療・ホルモン剤治療 ④緩和療養 がんゲノムプロファイリング検査を含む ⑤入院	通算120か月限度 (1か月に1回) *①②⑤については 通算給付限度を超えてお支払いし ます(通算無制限)。	1か月につき 20万円	1か月につき 10万円
自由診療抗がん剤・ ホルモン剤治療 給付金	つぎのいずれかの抗がん剤治療・ ホルモン剤治療を受けたとき ①先進医療 ^{※2} ②患者申出療養 ^{※2} ③がんを適応症として厚生労働 大臣に承認されているもの ④欧米で承認されたもの	通算12か月限度 (1か月に1回)	1か月につき 40万円	1か月につき 20万円
自由診療 乳房再建給付金	所定の乳房再建術を受けたとき	一乳房につき 1回限度	一乳房につき 20万円	一乳房につき 10万円

主契約

上皮内がんも保障

一生保障

詳しくはP13 14へ

オプション / 給付金	このような場合にお支払いします	お支払限度	給付金額
がん診断給付特約 がん診断給付金	つぎのいずれかに該当したとき [1回目] 初めてがんと医師により診断確定 されたとき [2回目以降] 直前のお支払事由から起算して1年を 経過した後、つぎのいずれかに 該当したとき ・新たにがんと医師により診断確定 されたとき ・がん治療のために入院を開始また は継続しているとき ・がん治療のための外来治療を受け たとき ・がん治療のための在宅医療による 緩和療養を受けたとき	回数無制限 (1年に1回限度)	1回につき 100万円
新がん先進医療 特約 ^{※3} がん先進医療給付金 がん先進医療支援給付金	がん先進医療給付金 がんを原因とした先進医療 ^{※2} による療養を受けたとき がん先進医療支援給付金 がん先進医療給付金の 支払われる療養を受けたとき	通算2,000万円 限度 同一の先進医療の 療養について1回限り	先進医療の 技術料相当額 1回の療養につき 15万円

オプション

上皮内がんも保障

一生保障

●主契約は終身がん保険(C2)(がん治療給付型)(I型)です。
●主契約(がん治療給付金、自由診療抗がん剤・ホルモン剤治療給付金、自由診療乳房再建給付金)+がん診断給付特約+新がん先進医療特約の保障内容です。

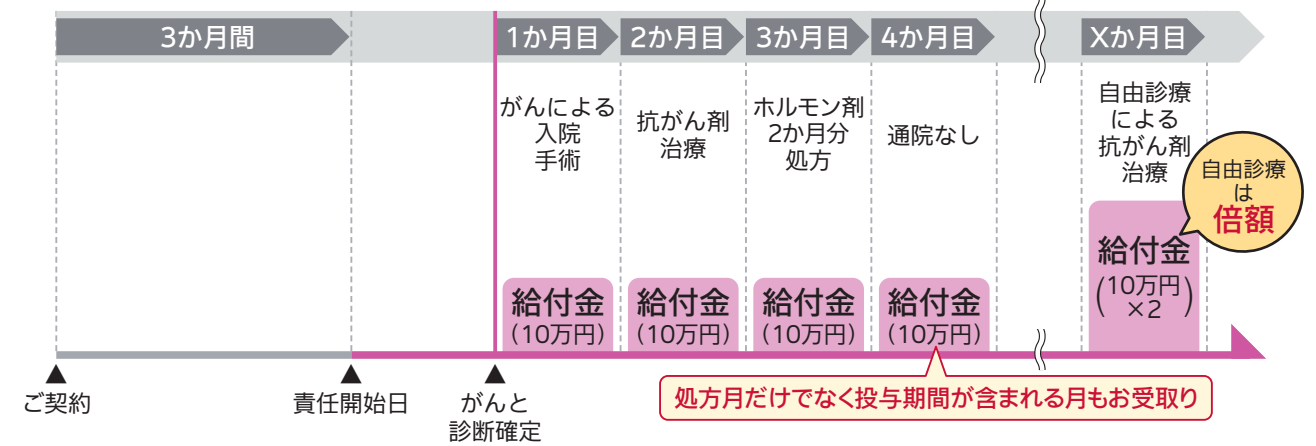
●がんに対する保障の開始(責任開始日)は、保険期間の始期の属する日から起算して3か月経過後となります。
※1 同一の月に、複数のがん治療給付金のお支払事由に該当するときは、その月の最初にお支払事由に該当した日を

おすすめのプランのお受取り事例

がん治療給付型 終身がん保険(C2)
(がん治療給付型) (I型)

お受取りイメージ(基準給付月額10万円の場合)

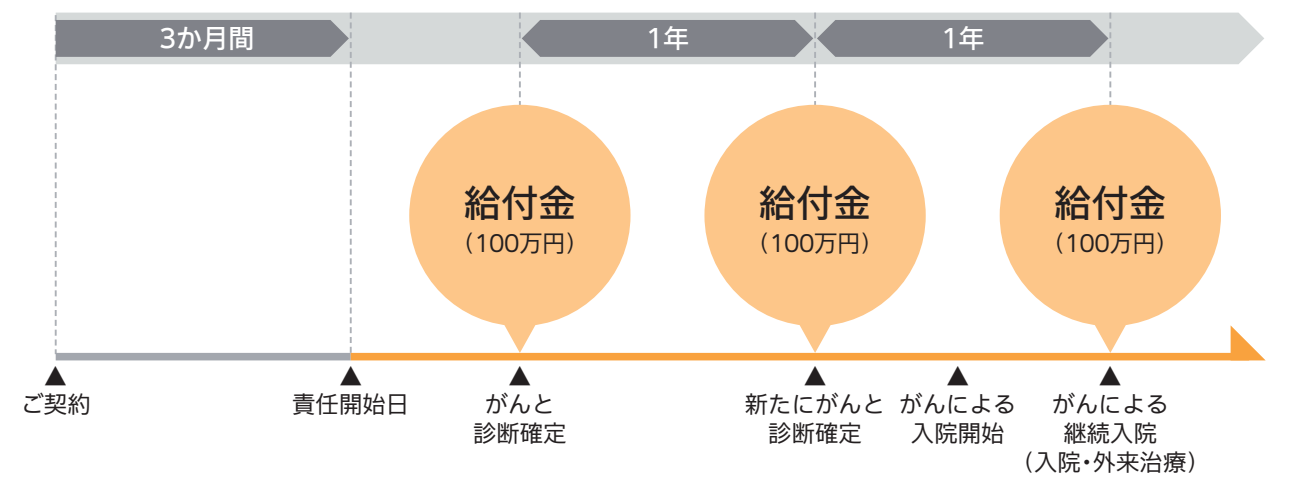
入院・通院にかかわらず、所定のがんの治療を受けた月ごとに給付金をお受取りいただけます。



オプション **がん診断給付特約**

お受取りイメージ(がん診断給付金額100万円の場合)

初回診断時だけでなく、治療が続く場合には毎年給付金をお受取りいただけます。



もってお支払事由に該当したものとみなします。
※2 先進医療とは、厚生労働大臣が定める医療技術・施設基準に該当するものをいい、療養を受けた日現在に規定されているものに限ります。そのため、対象となる医療技術・施設

基準は変動します。患者申出療養とは、公的医療保険制度に基づく患者申出療養を行うことが認められている保険医療機関で受けた療養のことをさします。
※3 被保険者が既に当社で所定の先進医療関係の保障にご加入の場合には、付加できません。

はじめに

保障内容

ご確認事項

サービス

ご参考

健康をサポートするがん保険
勇気のお守り
がん診断給付型 終身がん保険(C3)
(がん診断給付型)

まとまったお金で治療をサポート!
治療費以外のさまざまな費用にも
備えることができます。

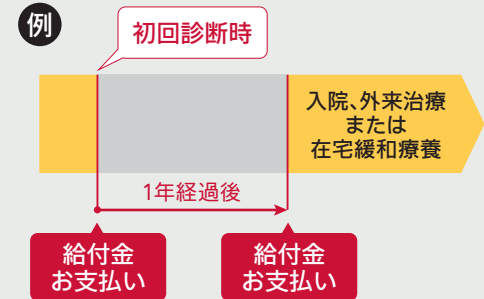
「がん診断給付型」のポイント

ポイント 1
治療の長期化や
万が一の再発・転移も
サポートします。

回数無制限
(1年に1回限度)

初めてがんと医師により診断確定されたときだけでなく、治療が続く場合には毎年給付金をお受取りいただけます。がんには再発・転移のリスクがありますが、万が一がんが再発・転移してしまった場合も保障します。

初回診断時だけでなく、治療が続く場合には毎年給付金をお受取りいただけます。



ポイント 2
がん罹患による収入減少や
さまざまな出費の増加を
カバーできます。

がんになると治療費の他にもさまざまな費用がかかります。一方で休職・離職などにより収入が減少することもあります。給付金は自由にお使いいただけます。

がんの治療を受けるには、治療費の他にもさまざまな費用がかかります。



保険期間：終身

給付金	このような場合にお支払いします	お支払限度	給付金額 (例)200万円	給付金額 (例)100万円
主契約 がん診断給付金	つぎのいずれかに該当したとき [1回目] 初めてがんと医師により診断確定されたとき [2回目以降] 直前のお支払事由当日から起算して1年を経過した後に、つぎのいずれかに該当したとき ●新たにがんと医師により診断確定されたとき ●がん治療のために入院を開始または継続しているとき ●がん治療のための外来治療を受けたとき ●がん治療のための在宅医療による緩和療養を受けたとき	回数無制限 (1年に1回限度)	1回につき 200万円	1回につき 100万円
			上皮内がんも保障	

詳しくはP15へ

+

オプション / 給付金	このような場合にお支払いします	お支払限度	給付金額
新がん先進医療特約※1 がん先進医療給付金 がん先進医療支援給付金	がん先進医療給付金 がんを原因とした先進医療※2による療養を受けたとき	通算2,000万円限度	先進医療の技術料相当額
	がん先進医療支援給付金 がん先進医療給付金の支払われる療養を受けたとき	同一の先進医療の療養について1回限り	1回の療養につき 15万円
がん保険料免除特約	初めてがんと医師により診断確定されたとき、以後の保険料のお払込みを免除します	—	—
抗がん剤・ホルモン剤治療給付特約 抗がん剤・ホルモン剤治療給付金 自由診療抗がん剤・ホルモン剤治療給付金	抗がん剤・ホルモン剤治療給付金 P6「がん治療給付型」がん治療給付金③抗がん剤治療・ホルモン剤治療のお支払事由と同様です	上皮内がんも保障	1か月につき 10万円
	自由診療抗がん剤・ホルモン剤治療給付金 P6「がん治療給付型」自由診療抗がん剤・ホルモン剤治療給付金のお支払事由と同様です		1か月につき 20万円 ▶詳しくはP17へ
がん外来治療給付特約 がん外来治療給付金	がんによる所定の外来治療(通院・往診)を受けたとき	通算無制限 (1年間120日限度)	1日につき 5,000円 ▶詳しくはP16へ
がん入院特約 がん入院給付金	がんによる入院 日帰り入院※3含む	日数無制限	1日につき 5,000円

●主契約は終身がん保険(C3)(がん診断給付型)です。
●保険料払込期間満了後の保険期間に死亡したときにがん診断給付金額×10%を死亡給付金としてお支払いします。
●保険料払込期間中または終身にわたって保険料をお払込みいただくご契約の場合、死亡給付金はありません。

●がんの治療を行ったことにより発生したがん以外の疾病および症状(合併症)に対する治療は、保障の対象外となります。
●がんに対する保障の開始(責任開始日)は、保険期間の始期の属する日から起算して3か月経過後となります。
●お仕事の内容・健康状態・保険のご加入状況などによっては、

ご契約をお引受けできない場合や保障内容を制限させていただく場合があります。
※1 被保険者が既に当社で所定の先進医療関係の保障にご加入の場合には、付加できません。
※2 先進医療とは、厚生労働大臣が定める医療技術・施設基準

に該当するものをいい、療養を受けた日現在に規定されているものに限りです。そのため、対象となる医療技術・施設基準は変動します。
※3 日帰り入院は、入院基本料のお支払いの有無や医療機関の病床登録有無などを参考にして判断します。



保険料率と禁煙☆チャレンジ! 制度について

対象の主契約

がん治療給付型

がん診断給付型

対象のオプション

がん診断給付特約

抗がん剤・ホルモン剤治療給付特約

がん外来治療給付特約

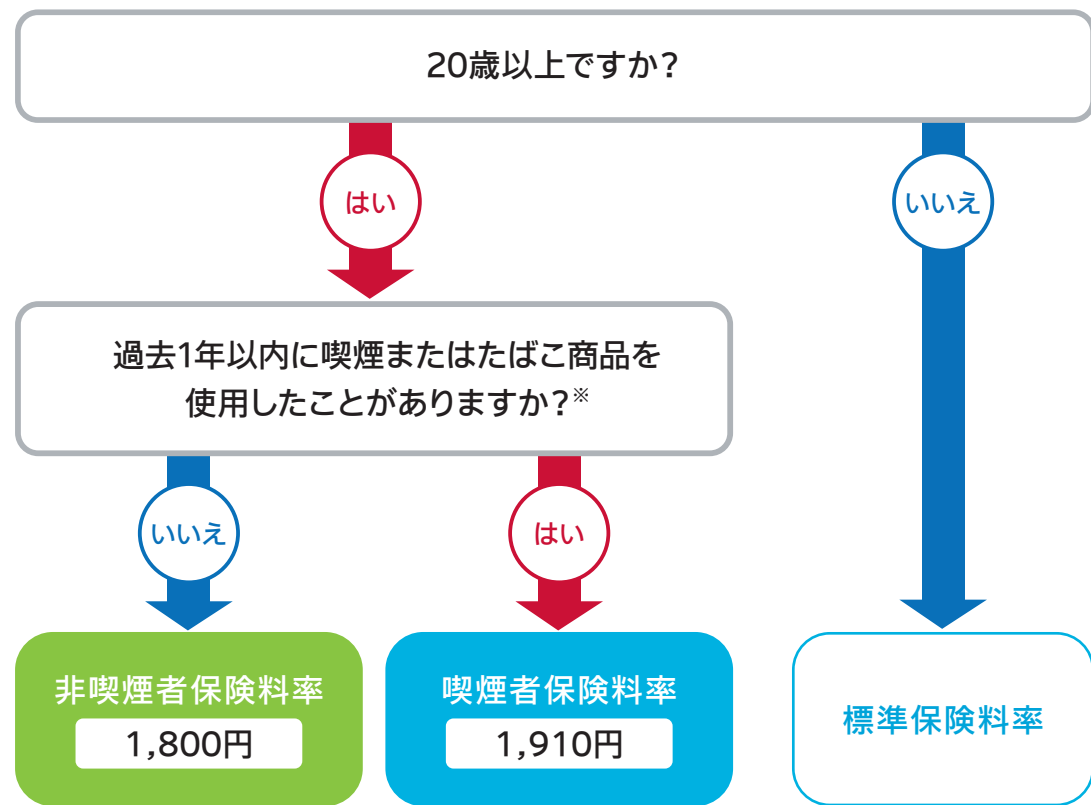
がん入院特約



1 たばこを過去1年間吸っていない方は割安な保険料でお申込みいただけます!

被保険者が20歳以上の場合「非喫煙者保険料率」または「喫煙者保険料率」のいずれかの保険料率が適用されます。
ご契約時に健康状態などが当社の定める基準を満たしたうえで、過去1年間に喫煙歴がない場合、割安な保険料でお申込みいただけます。
20歳未満の被保険者については、「標準保険料率」が適用されます。

ご契約例 ●50歳男性 ●終身がん保険(C2)(がん治療給付型)(I型) ●基準給付月額:10万円
●保険期間・保険料払込期間:終身 ●保険料払込方法:口座振替月払



2025年1月現在の保険料です。

- ※喫煙状況の確認のため、お申込み内容により告知に加えて所定の検査を求められることがあります。
- ご契約時に告知いただいた内容が、事実と異なる場合には、ご契約または特約を解除することがあります。また、以後のご契約のお引受けをお断りする場合があります。
- なお、いただいた告知に関して、ご契約後に告知内容の確認や追加の検査を求められる場合がありますのでご了承ください。
- 検査の結果によっては、非喫煙者保険料率が適用できない場合があります。
- 新がん先進医療特約は、喫煙にかかわる保険料率は適用されません。



2 たばこを吸っていてもご契約後に1年以上禁煙に成功すると保険料率を変更できます!

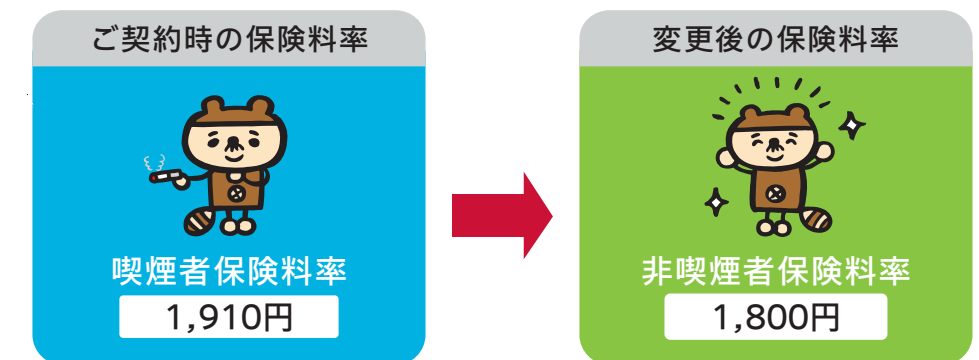
禁煙☆チャレンジ! 制度

「喫煙者保険料率」を適用したご契約は、被保険者がご契約後の所定の期間内に1年以上喫煙歴がないなど、当社の定める基準を満たしている場合、「非喫煙者保険料率」へ変更ができます。

ご契約例 ●50歳(ご契約時)男性 ●終身がん保険(C2)(がん治療給付型)(I型)
●基準給付月額:10万円 ●保険期間・保険料払込期間:終身 ●保険料払込方法:口座振替月払

[喫煙者保険料率から非喫煙者保険料率にチャレンジ成功した場合]

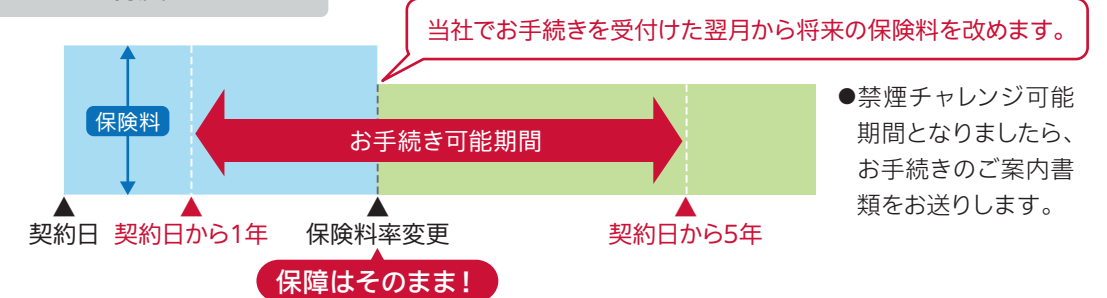
◆ご契約2年後(52歳)に保険料率の変更が適用された場合



●保険料率変更以降の将来の保険料を改めます。

2025年1月現在の保険料です。

禁煙☆チャレンジ! 制度のイメージ



●禁煙チャレンジ可能期間となりましたら、お手続きのご案内書類をお送りします。

! 禁煙☆チャレンジ! 制度の取扱いにあたって、つぎの点についてご注意ください。

- 保険料率変更のお申出の際に、すでにお支払事由に該当している場合には、お取扱いできません。
- 保険料率変更の告知日が、契約日から起算して1年以上かつ5年以内にある場合にお取扱いが可能です。
- 保険料率変更のお申出の際に、喫煙状況が当社の定める範囲内であっても、健康状態などが当社の定める基準を満たさない場合には、お取扱いできません。
- 20歳未満でご加入いただいた契約(標準保険料率適用契約)は、本制度のお取扱いはできません。
- 当社の定める基準は、将来にわたって変更となる可能性があります。

上記取扱いは2024年8月現在の内容に基づいています。 詳細については、お問い合わせ先までご照会ください。



主契約 **がん治療給付金**

がんの治療を目的としてつぎのいずれかに該当した場合、お支払事由に該当する月ごとに**がん治療給付金**※1をお受取りいただけます。

通算120か月限度
(1か月に1回)
※①②⑤については通算無制限

お支払事由		
①	手術	所定の手術 (先進医療※2・骨髄移植を含む)
②	放射線治療	所定の放射線治療 (先進医療※2を含む)
③	抗がん剤治療・ ホルモン剤治療 (再発予防を含む)	所定の抗がん剤治療・ホルモン剤治療※3 または がんゲノムプロファイリング検査 ※4
④	緩和療養	所定の疼痛緩和薬(オピオイド鎮痛剤)を用いた緩和療養、所定の入院または在宅医療による緩和療養※5
⑤	入院	所定の入院



がん治療給付金
お支払事由に該当する月ごとに
10万円
(基準給付月額10万円の場合)

●公的医療保険対象の乳房再建術を受けた場合には、その該当した日にがん治療給付金のお支払事由に該当したものとみなします。

▶ 抗がん剤・ホルモン剤治療のポイントについてはP19をご覧ください。



主契約 **自由診療抗がん剤・ホルモン剤治療給付金**

がんの治療を目的としてつぎのいずれかの抗がん剤治療・ホルモン剤治療※3(再発予防を含む)を受けた場合、お支払事由に該当する月ごとに**自由診療抗がん剤・ホルモン剤治療給付金**をお受取りいただけます。

通算12か月限度
(1か月に1回)

(がん治療給付金のお支払対象となる抗がん剤治療・ホルモン剤治療を除きます。)

- お支払事由
- ① 先進医療※2
 - ② 患者申出療養※2
 - ③ がんを適応症として厚生労働大臣に承認されている抗がん剤・ホルモン剤※6
 - ④ 欧米で承認された抗がん剤・ホルモン剤

**自由診療抗がん剤・
ホルモン剤治療給付金**
お支払事由に該当する月ごとに
10万円×2
(基準給付月額10万円の場合)

●自由診療抗がん剤・ホルモン剤治療給付金が支払われる抗がん剤治療・ホルモン剤治療を受けた日が同一の月に2回以上あるときは、その月の最初に抗がん剤治療・ホルモン剤治療を受けた日に自由診療抗がん剤・ホルモン剤治療給付金のお支払事由が生じたものとみなします。

▶ 抗がん剤・ホルモン剤治療のポイントについてはP19をご覧ください。



主契約 **自由診療乳房再建給付金**

がんの治療に伴う乳房再建術を受けた場合、**自由診療乳房再建給付金**をお受取りいただけます。
(がん治療給付金のお支払対象となる乳房再建術を除きます。)

一乳房につき
1回限度



**自由診療
乳房再建給付金**
一乳房につき
10万円
(基準給付月額10万円の場合)

参考

乳房再建術について

乳がんの切除により変形あるいは失われた乳房をできる限り取り戻すための手術を乳房再建術といいます。「自分の体の一部(自家組織)を使用する方法」と「人工物を使用する方法」があります。再建のタイミングは、乳がん切除と同時に再建を行う「一次再建」と、乳がんの手術や化学療法などの補助療法が一段落したところで再建を行う「二次再建」があります。

国立がん研究センター 東病院「乳房再建術について」をもとに当社で作成

参考

がんゲノム医療、がんゲノムプロファイリング検査(がん遺伝子パネル検査)とは？

がんゲノム医療は、遺伝子情報に基づくがんの個別化治療の1つです。主にがんの組織を用いて、多数の遺伝子を同時に調べ(がん遺伝子パネル検査※1)、遺伝子変異※2を明らかにすることにより、一人一人の体質や病状に合わせて治療などを行う医療です。

※1 がん遺伝子パネル検査は、がんゲノムプロファイリング検査と呼ばれることもあります。

※2 遺伝子変異は、細胞の中の遺伝子がなんらかの原因で後天的に変化することや、生まれもった遺伝子の違い。

国立がん研究センターがん情報サービス「がんゲノム医療とがん医療における遺伝子検査」をもとに当社で作成

※1 同一の月に、複数のがん治療給付金のお支払事由に該当するときは、その月の最初にお支払事由に該当した日をもってお支払事由に該当したものとみなします。

※2 先進医療とは、厚生労働大臣が定める医療技術・施設基準に該当するものをいい、療養を受けた日現在に規定されているものに限ります。そのため、対象となる医療技術・施設基準は変動します。患者申出療養とは、公的医療保険制度に基づく患者申出療養を行うことが認められている保険医療機関で受けた療養のことをさします。

※3 詳しくは約款別表「抗がん剤治療・ホルモン剤治療」をご覧ください。

ください。

※4 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により、検体検査実送料(検体提出時または結果説明時)が算定されるがんゲノムプロファイリング検査をさします。

※5 詳しくは約款別表「対象となる疼痛緩和薬」「対象となる神経ブロック」「在宅医療」をご覧ください。

※6 厚生労働大臣による製造販売の承認時に、被保険者が診断確定されたがんの治療に対する効能または効果が認められたものに限ります。ただし、がんゲノムプロファイリング検査により選定されたものは除きます。



主契約

がん診断給付金

がんと医師により診断確定された場合、
がん診断給付金をお受取りいただけます。

また、再発^{※1}や転移、継続治療(入院・外来治療)などに
該当した場合でも同額をお受取りいただけます。

お支払事由 【1回目】

初めてがんと医師により診断確定されたとき

【2回目以降】

直前のお支払事由該当日から起算して1年を経
過した後に、つぎのいずれかに該当したとき^{※2}

- 新たにがんと医師により診断確定されたとき
- がん治療のために入院を開始または継続しているとき
- がん治療のための外来治療を受けたとき^{※3}
- がん治療のための在宅医療による緩和療養を受けたとき^{※4}

回数無制限!
(1年に1回限度)



がん診断給付金
1回につき
100万円
(がん診断給付金額
100万円の場合)

※1 再発とはすでに診断確定されたがんが、治療したことにより認められない状態になった後に再発したと診断確定されることです。

※2 被保険者が治癒または寛解状態でない場合に限り、

※3 がんの消滅・破壊などを直接の目的とした、①手術療法 ②放射線療法③化学療法*1④疼痛緩和療法*2のいずれかの治療が引き続き必要と認められる場合に限り、

※4 詳しくは約款別表「在宅医療」をご覧ください。

※1 がんを適応症として定めている薬剤(自由診療を含む抗がん剤やホルモン剤等)を投与することにより、がんを破壊またはがんの発育・増殖を抑制することを目的とした治療法(細胞免疫療法、ワクチン療法を含みます。)をいいます。

※2 薬剤の投与または処置を行うことにより、がんによる痛みを緩和することを目的とした治療をいいます。



▶ お受取り事例はP20～22をご覧ください。



オプション

がん外来治療給付特約(がん外来治療給付金)

がん治療給付型

がん診断給付型

付加の対象となる主契約

終身がん保険(C2)(がん治療給付型)(I型)に付加する場合、がん診断給付特約との同時付加が必要です。

通院や往診によるがんの治療を受けた場合、
がん外来治療給付金をお受取りいただけます。

入院をしない治療でも、がんの治療が続く限り保障します。

通算無制限!
(1年間120日限度)

お支払事由

医師により診断確定されたがんの治療を目的として、医師の治療処置を伴う外来治療(通院・往診)を外来治療期間中に受けたとき

- がんの治療を目的とした入院中に外来治療を受けられた場合には、がん外来治療給付金はお受取りいただけません。

がん外来治療給付金
1日につき
5,000円
(がん外来治療給付金日額
5,000円の場合)

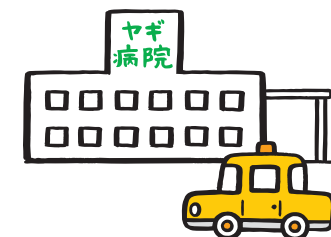
がん外来治療給付金のお受取りについて

お支払限度

外来治療期間1年間につき120日間

- 初めてがん診断給付金のお支払事由に該当した日から起算した1年間を外来治療期間といたします。
- 外来治療期間満了日の翌日以後、つぎのいずれかに該当した場合についても、その該当した日から起算した1年間が新たな外来治療期間となります。
 - ・新たにがんと診断確定されたとき(再発[※]または転移したがんを含みます。)
 - ・がん治療のために入院を開始したとき
 - ・がん治療のための入院を継続しているとき
 - ・がん治療のための外来治療を受けたとき

※再発とは、すでに診断確定されたがんが、治療したことにより認められない状態になった後に再発したと診断確定されることです。



▶ お受取り事例はP23をご覧ください。



オプション

抗がん剤・ホルモン剤治療給付特約

(抗がん剤・ホルモン剤治療給付金、自由診療抗がん剤・ホルモン剤治療給付金)

付加の対象となる主契約

がん診断給付型

がんの治療を目的としてつぎの抗がん剤治療・ホルモン剤治療(再発予防を含む)を受けた場合、お支払事由に該当する月ごとに**抗がん剤・ホルモン剤治療給付金**、**自由診療抗がん剤・ホルモン剤治療給付金**をお受取りいただけます。

通算120か月限度
(1か月に1回)
※自由診療抗がん剤・ホルモン剤治療給付金については通算12か月限度

お支払事由

抗がん剤・ホルモン剤治療給付金

所定の抗がん剤治療・ホルモン剤治療※1または**がんゲノムプロファイリング検査**※2を受けたとき

抗がん剤・ホルモン剤治療給付金
お支払事由に該当する月ごとに
10万円
(基準給付月額10万円の場合)

自由診療抗がん剤・ホルモン剤治療給付金

つぎのいずれかの抗がん剤治療・ホルモン剤治療※1を受けたとき

(抗がん剤・ホルモン剤治療給付金のお支払対象となる抗がん剤治療・ホルモン剤治療を除きます。)

- 1 先進医療※3
- 2 患者申出療養※3
- 3 がんを適応症として厚生労働大臣に承認されている抗がん剤・ホルモン剤※4
- 4 欧米で承認された抗がん剤・ホルモン剤

自由診療抗がん剤・ホルモン剤治療給付金
お支払事由に該当する月ごとに
10万円×2
(基準給付月額10万円の場合)

※1 詳しくは約款別表「抗がん剤治療・ホルモン剤治療」をご覧ください。

※2 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により、検体検査実施料(検体提出時または結果説明時)が算定されるがんゲノムプロファイリング検査をさします。

※3 先進医療とは、厚生労働大臣が定める医療技術・施設基準に該当するものをいい、療養を受けた日現在に規定されているものに限り、対象となる医療技術・施設基準は変動します。患者申出療養とは、公的医療保険制度に基づく患者申出療養を行うことが認められている保険医療機関で受けた療養のことをさします。

※4 厚生労働大臣による製造販売の承認時に、被保険者が

診断確定されたがんの治療に対する効能または効果が認められたものに限り、がんゲノムプロファイリング検査により選定されたものは除きます。

- 同一の月に、複数の抗がん剤・ホルモン剤治療給付金のお支払事由に該当するときは、その月の最初にお支払事由に該当した日をもってお支払事由に該当したものとみなします。
- 自由診療抗がん剤・ホルモン剤治療給付金が支払われる抗がん剤治療・ホルモン剤治療を受けた日が同一の月に2回以上あるときは、その月の最初に抗がん剤治療・ホルモン剤治療を受けた日に自由診療抗がん剤・ホルモン剤治療給付金のお支払事由が生じたものとみなします。

▶ 抗がん剤・ホルモン剤治療のポイントについてはP19をご覧ください。



参考

抗がん剤治療について

「がんにそなえるBOOK(当社作成)」より抜粋

抗がん剤治療

薬が血液から全身に回るため、全身に対して効果が期待できます。副作用があることもありますが、最近では副作用の少ない治療薬の開発が進んでいます。薬物療法には、抗がん剤を使用する治療法のほか、**分子標的薬**や**免疫チェックポイント阻害薬**、**ホルモン療法薬**を使用する治療法などがあります。日本で未承認の治療薬などもあり、**経済的な負担が生じる**ことがあります。

- 右記の費用は薬剤料のみであり、検査料などの諸費用は含まれておりません。薬剤料(薬価)は定期的に見直しが行われており、変動することがあります。
- 右記の費用は高額療養費制度利用前の金額であり、高額療養費制度が適用される場合があります。
- 費用例はがん研有明病院監修のもと作成しています。医療機関・診断内容・治療内容によって異なりますのでご注意ください。

例 分子標的薬

がん細胞のたんぱく質や遺伝子をターゲットとして効率よく攻撃し、がん細胞の増殖を抑えたり、破壊する治療薬です。

- [条件]
- 乳がん(体重50kgの患者の場合)
 - 処方:エンハーツ
 - 治療スケジュール:
3週間ごとに18回治療を行った場合

総額:約886万円
(自己負担3割の場合:約266万円)

- エンハーツの投与量は体重によって異なります。費用は外来治療の場合ですが、医療機関によっては3日ほどの入院治療が必要になる場合もあります。

患者申出療養制度

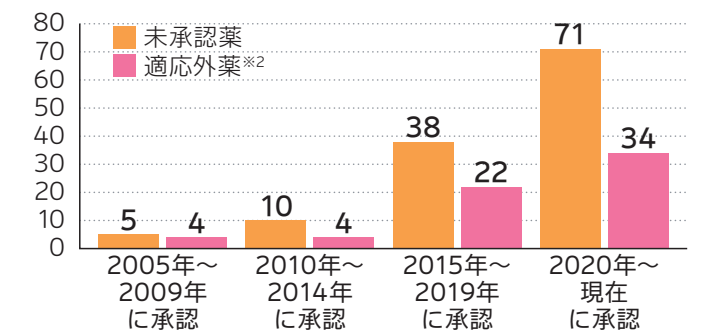
患者申出療養制度は、未承認薬などを迅速に保険外併用療養※1として使用したいという困難な病気と闘う患者の思いに応えるため、**患者からの申し出を起点とし、安全性・有効性などを確認しつつ、できる限り身近な医療機関で受けられるようにする制度**です。この制度を用いると、公的医療保険と併用して未承認薬などの先進的な治療を受けることができます。

※1 先進医療のように一部の治療に対して公的医療保険との併用が認められているものをいいます。

欧米で承認された抗がん剤(日本で未承認の薬など)

欧米で承認された薬剤が**日本で承認されるまでには数か月から数年程度かかるため、未承認薬を使う治療は「自由診療(全額自己負担)」**となります。未承認薬は1か月の薬剤費が100万円を超えるものが多く、中には1,000万円を超えるものもあります。

■米国か欧州で承認され、日本未承認または適応外であるがん領域の医薬品数とその推移



※2 欧米および日本で承認されているが、適応症が異なり、日本では一部の適応症に使用できない薬剤のことをいいます。

●2023年11月30日時点での情報に基づいています。(のべ数) 国立がん研究センター「国内で薬機法上未承認・適応外である医薬品について」

抗がん剤・ホルモン剤などに関するポイント

がん治療給付型

がん治療給付金(抗がん剤治療・ホルモン剤治療)

自由診療抗がん剤・ホルモン剤治療給付金

オプション

抗がん剤・ホルモン剤治療給付特約
(抗がん剤・ホルモン剤治療給付金、自由診療抗がん剤・ホルモン剤治療給付金)



お受取り事例

がん診断給付型

がん診断給付金

オプション

がん診断給付特約(がん診断給付金)



2回目以降のがん診断給付金のお支払いについて

ポイント
1

がんの治療(再発予防を含む)を目的とした抗がん剤治療がお支払いの対象となります。
抗がん剤治療には、経口内服による投与の抗がん剤・ホルモン剤による治療も対象となります。

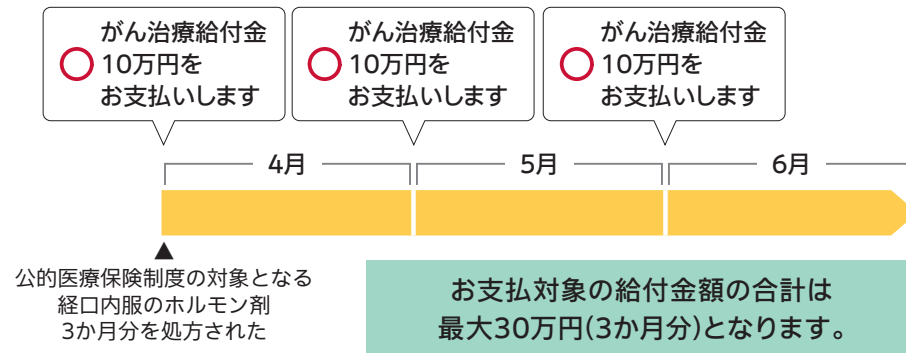
ポイント
2

ホルモン剤などの抗がん剤治療の経口内服による投与で、処方せんによる投薬期間が複数月分の場合、お支払事由に該当する月ごとに給付金をお支払いします。

●給付金をご請求した月の翌月以降にも、抗がん剤が処方されている場合は、該当する月の到来後にお支払いします。その際に、該当する月に生存されている必要があります。

乳がんの治療のため、公的医療保険制度の対象となる経口内服のホルモン剤3か月分を4月に1度に処方された場合

例 がん治療給付型 基準給付月額10万円の場合



ポイント
3

がん治療給付型 の場合(オプション 抗がん剤・ホルモン剤治療給付特約も同様)

同一月に、がん治療給付金と自由診療抗がん剤・ホルモン剤治療給付金のそれぞれのお支払事由を満たす治療があった場合、それぞれをお支払いします。

肺がんの治療のため、公的医療保険制度の対象となる抗がん剤治療を受けた
しかし効果が見られなかったため、同じ月に、患者申出療養による抗がん剤治療を受けた場合

例 基準給付月額10万円の場合

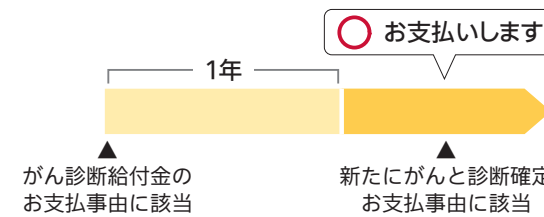


事例
1

直前のお支払事由から起算して1年経過後に、**新たにかんと医師により診断確定**された場合

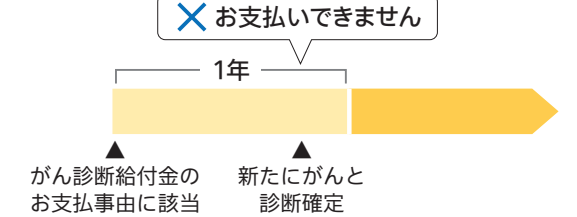
ケース1

直前のがん診断給付金のお支払事由に該当した日から起算して1年を経過した後に新たにかんと診断確定された場合



ケース2

直前のがん診断給付金のお支払事由に該当した日から起算して1年以内に新たにかんと診断確定された場合

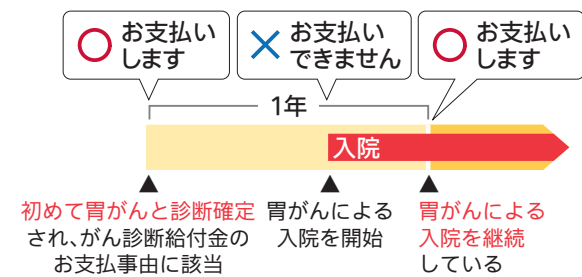


事例
2

直前のお支払事由から起算して1年経過後に、がんの**継続治療(入院・外来治療)**をしている場合

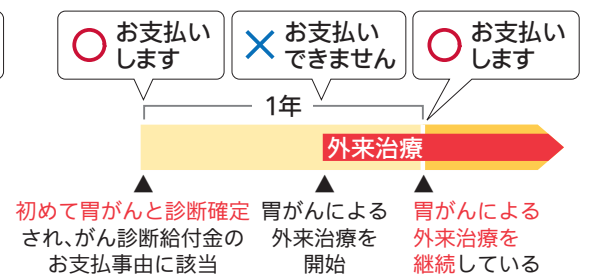
ケース1

初めて胃がんと診断確定され、がん診断給付金のお支払事由に該当した日から起算して1年以内に、入院を開始
その後がん診断給付金のお支払事由に該当した日から起算して1年を経過した後も、胃がんによる入院を継続している場合



ケース2

初めて胃がんと診断確定され、がん診断給付金のお支払事由に該当した日から起算して1年以内に、外来治療を開始
その後がん診断給付金のお支払事由に該当した日から起算して1年を経過した後も、胃がんによる外来治療を継続している場合

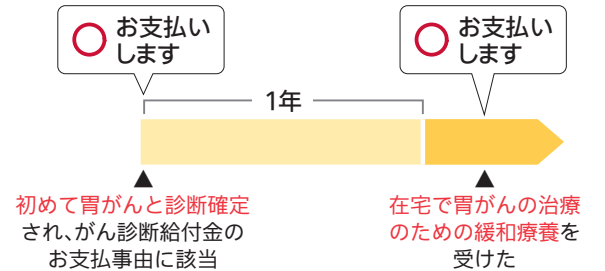


事例
3

直前のお支払事由から起算して1年経過後に、がん治療のための**在宅医療による緩和療養**を受けた場合

ケース1

初めて胃がんと診断確定され、がん診断給付金のお支払事由に該当した日から起算して1年を経過した後に、在宅で胃がんの治療のための緩和療養を受けた場合



はじめに

保障内容

ご確認事項

サービス

よくある質問



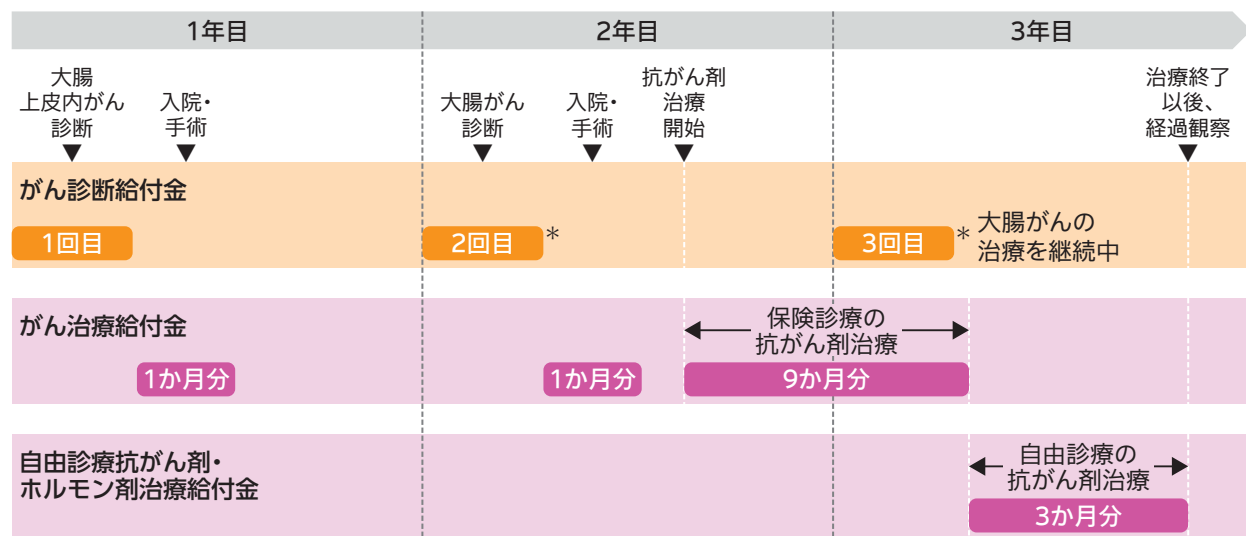
お受取り事例(大腸がん・乳がん)

大腸がん治療(ステージ0・ステージⅢ)

男性に多いがん

健康診断で精密検査が必要となり、内視鏡検査を実施した結果、大腸上皮内がん(ステージ0)と診断。その後、内視鏡手術と2日間(同月内)入院しました。1年後、内視鏡検査を実施し、新たに大腸がん(ステージⅢ)と診断。大腸がんの手術と17日間(同月内)入院しました。手術後1年間にわたって抗がん剤治療を行いました。(保険診療の抗がん剤治療9か月間、自由診療の抗がん剤治療を3か月間)

50歳男性
《主契約》
終身がん保険(C2)
(がん治療給付型)(I型)
《特約》
がん診断給付特約の場合
基準給付月額:10万円
がん診断給付金額:100万円の場合



*2回目以降のがん診断給付金について、被保険者が治癒または寛解状態でない場合に限ります。

がん診断給付金	100万円 × 3回	= 300万円	お受取総額 470万円
がん治療給付金	保険診療の入院・手術・抗がん剤治療 10万円 × 合計11か月	= 110万円	
自由診療抗がん剤・ホルモン剤治療給付金	自由診療の抗がん剤治療 20万円 × 3か月	= 60万円	

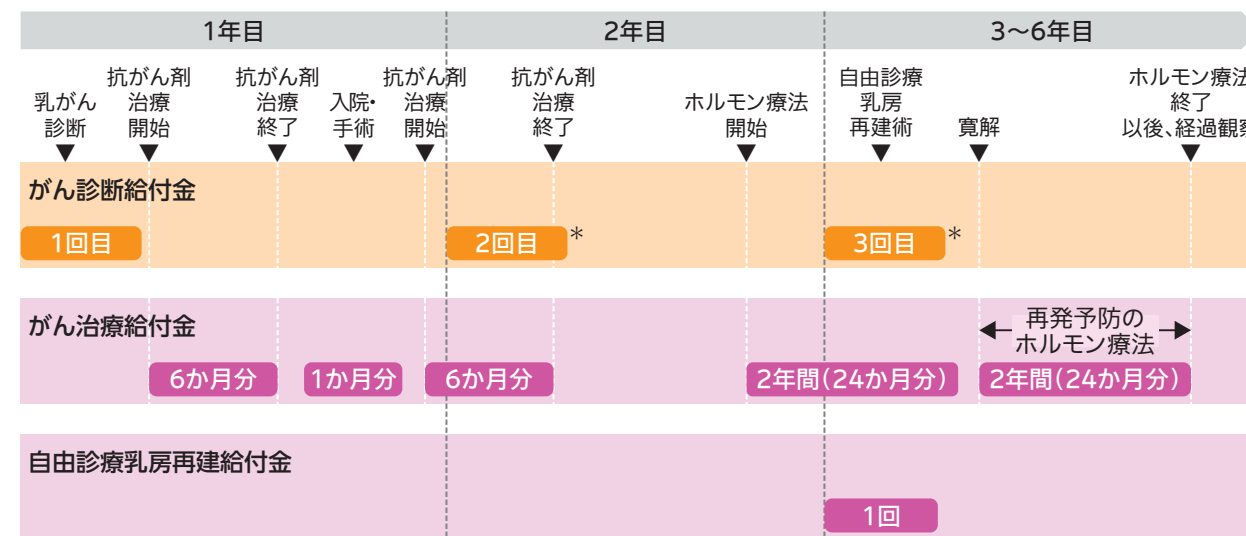
- お支払いの可否は、最終的には診断書の内容などにより判断させていただきます。
- 記載している事例は、あくまでも一例であり、実際の治療内容には個人差があります。

乳がん治療(ステージⅢ)

女性に多いがん

右乳房のがんと診断後、手術の前に半年間の抗がん剤治療でがんを小さくしてから右乳房全摘出術を受け、14日間(同月内)入院。再度抗がん剤治療を半年間、ホルモン療法の治療を2年間行い寛解と診断されました。その後、再発予防のためにホルモン療法を2年間行いました。(自由診療による乳房再建術も1回実施)

40歳女性
《主契約》
終身がん保険(C2)
(がん治療給付型)(I型)
《特約》
がん診断給付特約の場合
基準給付月額:10万円
がん診断給付金額:100万円の場合



*2回目以降のがん診断給付金について、被保険者が治癒または寛解状態でない場合に限ります。

がん診断給付金	100万円 × 3回	= 300万円	お受取総額 920万円
がん治療給付金	保険診療の抗がん剤治療・入院・手術・ホルモン療法 10万円 × 合計61か月	= 610万円	
自由診療乳房再建給付金	10万円	= 10万円	

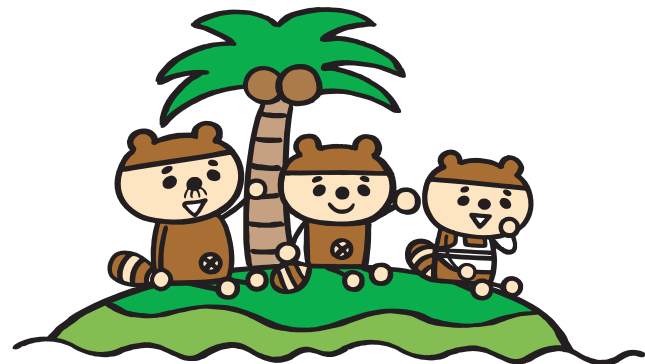
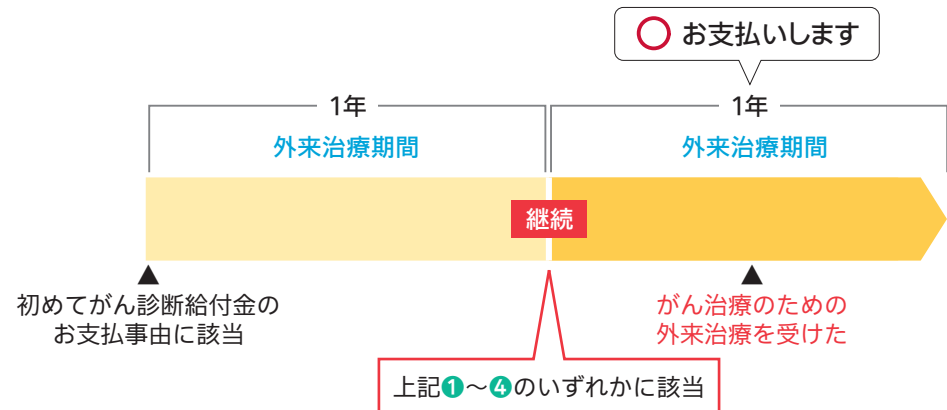
- お支払いの可否は、最終的には診断書の内容などにより判断させていただきます。
- 記載している事例は、あくまでも一例であり、実際の治療内容には個人差があります。



事例

初めてがん診断給付金のお支払事由に該当した日から起算して1年経過後につきの①～④のいずれかに該当して外来治療期間を継続し、その後がん治療のための外来治療を受けた場合

- ①新たにがんと診断確定されたとき
- ②がん治療のために入院を開始したとき
- ③がん治療のために入院を継続しているとき
- ④がん治療のための外来治療を受けたとき



がんの保障の開始と保険料のお払込みについて

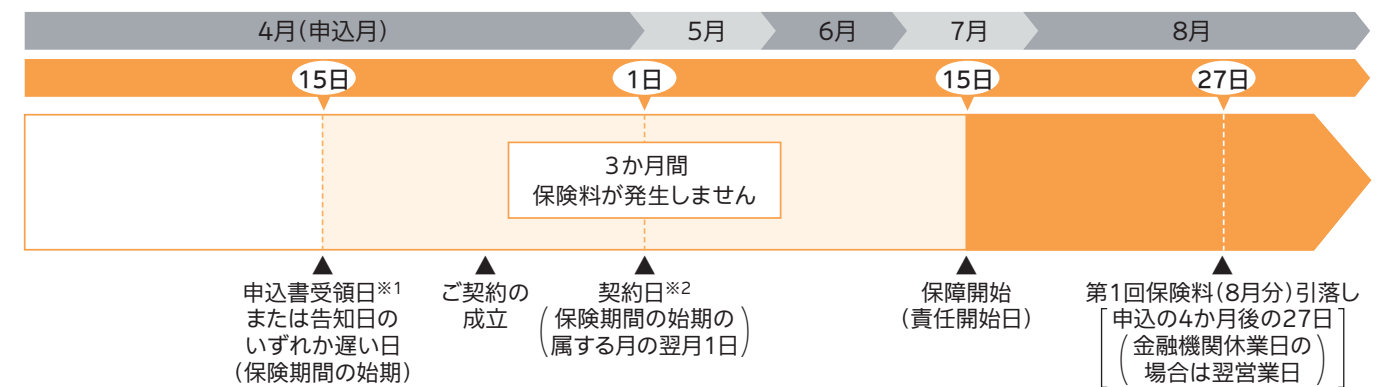
! がんに対する保障の開始(責任開始日)は、保険期間の始期*の属する日から起算して3か月経過後となります。

*ご契約のお引受けを当社が承諾した場合には、お申込みを受けたときまたは告知のときのいずれか遅いときとなります。
 ●責任開始日の前日までにがんと診断確定されていた場合は、ご契約者または被保険者がその事実を知っている・いないにかかわらず、保険契約は無効となります。

! ご契約からがんの保障の開始までの3か月間は保険料が発生しません。

- 本がん保険は、がんの保障開始以降に保険料が発生する仕組みです。そのため、ご契約からがんの保障の開始までの3か月間は保険料が発生しませんが、保険料を割り引いているものではありません。
- 年払・半年払の初回保険料は、保障のない3か月間分を差し引いた保険料(年払は9か月分、半年払は3か月分)を責任開始日前に払込む必要があります。
- 特約中途付加を除きます。

[イメージ図] (口座振替扱・月払の場合)



※1 申込書受領日は、取扱者(生命保険募集人)がお客さまから申込書を受領した日となります。
 ※2 保険期間の始期から契約日までの間に被保険者の誕生日を迎える場合には、保険期間の始期が契約日となります(契約日の特則)。口座振替扱で契約日の特則が適用される場合、保険料はお申込みの3か月後の27日に引落としとなります。



MYひまわりにご登録をいただくと、責任開始日の当日にがん保険の保障開始のお知らせをメールでお送りします。

MYひまわりの登録方法など詳しくは P.25 26へ

「MYひまわり」は、いつでもお手元で「生命保険」の内容確認やお手続きができ、「健康」もサポートするアプリ・Webサービスです。

無料



生命保険と健康をつなぐアプリ

MYひまわりのご利用は、アプリが便利です ▶



わたしの生命保険

お手元ですぐに契約確認
各種お手続きも
スマートフォンで完結

〈代表的なお手続き例〉

ご契約内容の照会

給付金のご請求

住所・電話番号のご変更

改姓・受取人のご変更



わたしの健康

歩行管理

目標を決めて
毎日の歩数を記録



リスクチェック

STEP 1 健康診断結果を
カメラで撮影して簡単登録



STEP 2 5年以内の健康リスクを
AIが予測



●各種お手続きのご利用は、ご契約者さまのみが対象です。●法人契約者さま専用のアカウントでは、アプリを利用することができません。
●健康リスク予測(検査値異常リスク予測、罹患リスク予測)は、過去の健康診断結果の統計データと登録していただいた健康診断結果との比較から5年以内の健康リスクの予測を表示するものです。

健康支援サービスはこちら

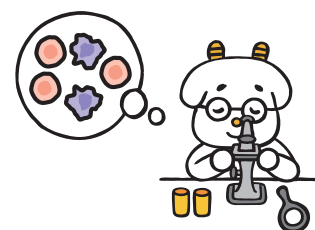
有料

がんリスク検査サービス

がん早期発見を
サポート

がんリスク検査サービスで
早期発見・早期治療につなげる!

サリバテック社の「サリバチェッカー®」をご案内!
検査を受けることでがんの早期発見・早期治療につなげることができます。



▶詳しくはP27へ

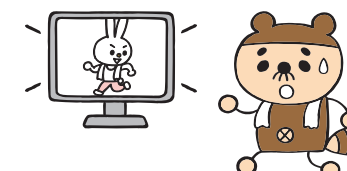
有料



治療後のケアを
サポート

がん患者さま向け
オンライン運動
レッスン

ルネサンス社の「がん専門運動指導士」が、
一人一人の治療状況に
からだの不具合の改善
をサポートします。



▶詳しくはP28へ

ご契約の確認や各種お手続きは、
Web版のMYひまわりでも可能です。

ご登録方法はこちら ▶



●本パンフレットに記載のサービスは、2025年1月現在のものです。
●各サービスは予告なく変更・終了する場合があります。また、予告なく提携企業を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
●ご利用にあたってはアプリ内に記載の利用規約・注意事項もあわせてご確認ください。
●当社が提携する企業のサービスについては、当社は責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

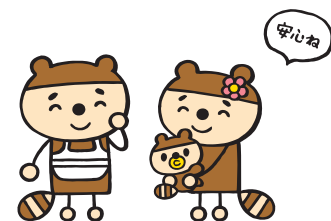
がんリスク検査サービスで早期発見！

がんを「治せる病気」にするために 有料

～がんリスク検査サービスで早期発見を！～

日本において生涯のうち男性は65.5%、女性は51.2%※の人ががんと診断されています。しかし、がんは早期発見・早期治療をすれば治せる病気になりつつあります。当社では、早期発見をサポートするために、**自宅でできるがんリスク検査サービス**をご紹介します。

※公益財団法人がん研究振興財団「がんの統計2024」
年齢階級別罹患リスク(2019年罹患・死亡データに基づく)全がん



＼がんリスク検査サービスにご興味がある方へ／

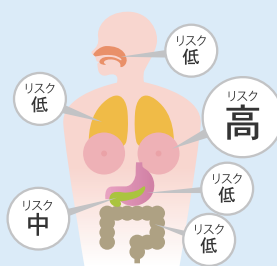
SalivaChecker® サリバチェッカー®

だ液で最大6種類のがんリスクがわかる「SalivaChecker®」

だ液の成分の大部分は血液由来のため、がん細胞からしみ出す代謝物は血管を通りだ液にもしみ出します。「サリバチェッカー®」はこれらのだ液中の代謝物の濃度を高精度に分析し、がんの異常値を示す物質の濃度・割合をAI等で解析することで、現在のがん罹患リスクを判定する検査です。



【例】がん種ごとにそれぞれのリスクを調べることができます



検体	だ液
判定部位	6種類

ご利用対象者
MYひまわり
ご登録者さま限定

■がんリスク検査サービスの流れ



- がんリスク検査とは、検査時のがんのリスクを調べるもので、医師によりがんを診断する検査ではありません。
- がんのリスクが低いという結果が出た場合でも、必ずしもがんではないと言いきれるわけではありません。
- がんリスク検査とあわせて健康診断や人間ドック等を受けていただくことで、がんを早期発見する確率を高めることをおすすめします。

サービスのご利用にはMYひまわりの登録が必要です。登録方法は P 25 26 をご覧ください。

サービスのご利用方法は、ご契約後に届く保険証券に同封のチラシにてご案内します。必ずチラシをご確認いただいたうえでお申し込みしてください。各サービスには、一部サービス対象外のエリアがあります。お申し込み前に、サービス対象エリアを必ずご確認ください。

- 本パンフレットに記載のサービスは、2025年1月現在のものです。
- 本サービスは当社が提携する企業のサービスを提供するものです。
- 本サービスは予告なく変更・終了する場合があります。
- 当社が提携する本企業のサービスについて、当社は責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。
- 提携先やサービス提供元によっては、年末年始など一部の日において受付を行わない日がありますので、あらかじめご了承ください。

がん患者さま向け オンライン運動レッスンで治療後のケア！



大阪国際がんセンター認定がん専門運動指導士*が提供する

ご利用対象者
ご契約者さま・
被保険者さま・
そのご家族
(2親等以内)

がん患者さま向け オンライン運動レッスン 有料

がん専門運動指導士が、身体の状態にあわせてQOL向上に必要な、プログラム作成や運動指導などをオンラインで行います。

※がんの病態や治療に関する基礎知識に加え、患者の苦痛や悩みをよく理解したうえで、リハビリに必要な運動の知識・技術を習得した大阪国際がんセンターが認定する運動指導者です。

＼以下のお悩みをお持ちの方にお勧めです／

痛み 機能低下 むくみ 疲労感 体力低下

大阪国際がんセンターにあるがん特化型ルネサンス運動支援センターでは、治療中や日常生活を支える「ポストリハビリ」として、対面・オンラインで日本全国のがん罹患者に運動指導を行っています。一人一人の身体の状態や治療にあった運動をご提案することで、がんやがん治療により起こる身体の不具合の改善を目指していきます。日々変化する身体の痛みやむくみ、しびれ、疲労感などの状態に合わせた最適な運動指導を行います。また、手術前の体力作りから手術後のQOL向上、治療による身体の不調に合わせた運動プログラムを作成します。



実際に利用された患者さまの声

リンパ浮腫に詳しいスタッフの方がいるので、安心して運動できます。宿題も出してくださったり、資料も作ってください、家でもやる気が出ます。マンツーマンというところも、予約できるところも、私の性格に合っています。

40代・女性・乳がん

申込方法 給付金お手続きの際にお申込み方法詳細をご案内します。

サービス事業者



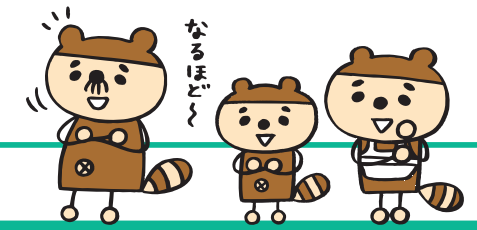
株式会社ルネサンス
ルネサンス運動支援センター
大阪国際がんセンター患者交流棟3F

- 本パンフレットに記載のサービスは、2025年1月現在のものです。
- 本サービスは当社が提携する企業のサービスを提供するものです。
- 本サービスは予告なく変更・終了する場合があります。
- 当社が提携する本企業のサービスについて、当社は責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。
- 提携先やサービス提供元によっては、年末年始など一部の日において受付を行わない日がありますので、あらかじめご了承ください。
- 正当な理由なく証券番号などのご申告がない場合、ご利用をお断りする場合があります。



参考

ご存知ですか？ 知っておきたいがんのこと



日本人に多いがん

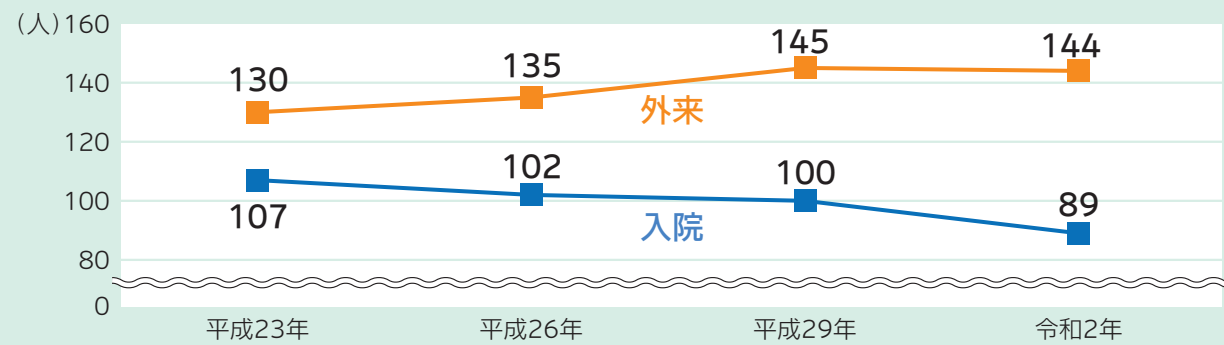
男女別罹患数全国合計値(上位5項目)2020年



国立がん研究センターがん情報サービス「最新がん統計」をもとに当社で作成

入院に比べて通院での治療が増えています

がんの外来受療率および入院受療率の推移(人口10万対)



平成23年は宮城県の石巻医療圏・気仙沼医療圏および福島県を除いた数値です。厚生労働省「令和2年 患者調査」

がんは早期発見・早期治療が大切です

がんの種類別・臨床病期別の5年ネット・サバイバル*

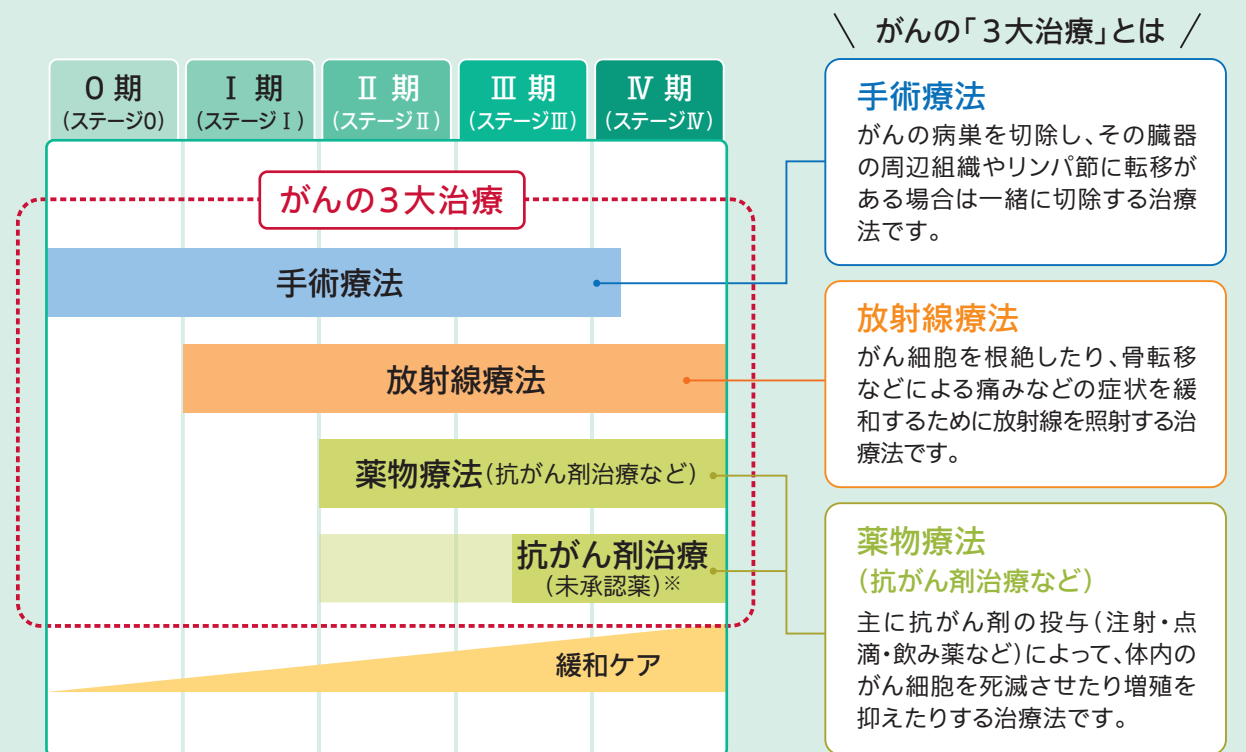
種類	I期	II期	III期	IV期
胃がん	92.8%	67.2%	41.3%	6.3%
肺がん	81.5%	51.0%	28.6%	8.0%
大腸がん	92.3%	85.5%	75.5%	18.3%
子宮頸がん	94.9%	79.4%	64.0%	25.9%
乳がん	98.9%	94.6%	80.6%	39.8%

*ネット・サバイバルとは、「がんのみが死因となる状況」を仮定して計算する純生存率のことをいいます。国立がん研究センターがん情報サービス「院内がん登録生存率集計」5年ネット・サバイバル(純生存率)2014年~2015年診断症例

がんの種類や病期(ステージ)などに応じてさまざまな治療方法が選択されています

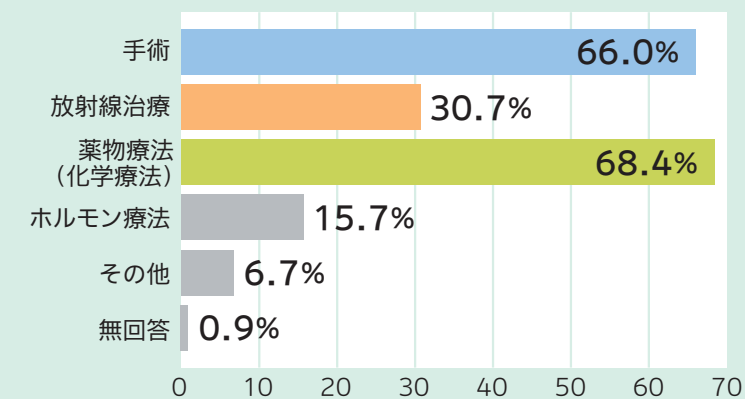
がん治療の基本となるのは「3大治療」です。がんの種類や病期(ステージ)、体の状態、年齢などに応じて治療法を選択したり、複数の治療法を組み合わせる集学的治療が行われるようになってきています。

がんの種類や病期(ステージ)に応じた治療法(イメージ)



※未承認薬は、病状によっては病期を問わず使用されていますが、主にIII期・IV期で使用されることが多くなっています。

がんに罹患した人が受けている/受けた治療(複数回答)



東京都福祉保健局「東京都がん医療等に係る実態調査結果(がん患者の就労等に関する実態調査)(平成31年3月)」をもとに当社で作成

参考

緩和ケアとは...

患者や家族の体や心などの辛さを和らげ、豊かな人生を送ることができるように支えていく方法です。痛みや吐き気、食欲不振などの症状の緩和に限らず、気分の落ち込みや孤独感などの心の辛さの緩和にも幅広く対応します。緩和ケアを早期から取り入れることが推奨されています。